

## 重層的支援体制整備事業の実施について

区では、令和3年度に重層的支援体制整備事業（以下、「重層的事業」という。）への移行準備事業を実施し、庁内連携体制の構築など、本格実施に向けた準備を進めてきたところである。

令和4年度から本事業を実施するにあたり、区における事業の取組について報告する。

### 1 目的

本事業は、地域共生社会の実現を図るため、社会福祉法（以下「法」という。）第106条の4第2項に基づき、市町村において、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的とする。

### 2 重層的事業の内容

重層的支援体制整備事業は、（1）属性を問わない相談支援、（2）参加支援、（3）地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、（4）多機関協働による支援、（5）アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、（1）から（5）までの事業を一体的に実施するものである。

既存の各制度上の対象事業からの移行分と新規事業分により構成されるが、区では、すこやか福祉センターにおける相談支援体制の整備や、区民活動センター圏域ごとのアウトリーチチームの配置など、重層的事業に先駆けた取組を実施しており、このたび国のスキームに合わせて以下のとおり整理を図ったものである。全体のイメージ図は3ページ、また一体的に実施する事業は4ページ別表のとおり。

#### （1）包括的相談支援（法第106条の4第2項第1号） 【既存事業からの移行】

各相談支援機関は、従来の機能をベースとしつつも、複合化・複雑化した支援ニーズを抱えた者の相談の受け止めや、他の支援関係機関へのつなぎなど、区の体制の一員として、地域住民の様々なニーズに対応する。

複合化・複雑化した支援ニーズを抱えているため、支援関係機関の役割分担を整理する必要のある事例や、参加支援事業やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の対象になることが想定される事例については、多機関協働事業者であるアウトリーチチームにつなぎ、多機関の協働によって課題の解決を図る。

(2) 参加支援（同第2号） 【新規事業】

ひきこもり支援事業実施委託により実施する。

ひきこもり支援事業に加え、参加支援事業として、既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している方を対象に、利用者ニーズを踏まえた参加支援メニューとのマッチング、社会参加に向けた支援メニュー開拓等を行う。

(3) 地域づくりに向けた支援（同第3号） 【既存事業からの移行】【新規事業】

各事業が対象とする高齢者・障害者等・子育て中の親子・生活困窮者の居場所を確保した上で、地域における支援ニーズや区全体の社会資源の把握を行い、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の確保を進めていく。

また、新規事業として、地域活動のコーディネート役を担う人材のネットワークづくりやスキルアップ、地域の居場所を提供する活動の運営・立ち上げ支援を行い、区民による公益的な活動に対する支援機能の強化を図る。

(4) 多機関協働事業（同第5号）、支援プランの作成（同第6号）、(5) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（同第4号） 【既存事業からの移行】【新規事業】

多機関協働事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、区民活動センター圏域ごとに配置されているアウトリーチチームが行う。

事務、福祉、保健師の3職種で構成されたアウトリーチチームが、単独の支援関係機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取組を通じて、重層的事業に関わる関係者の連携の円滑化を進める。

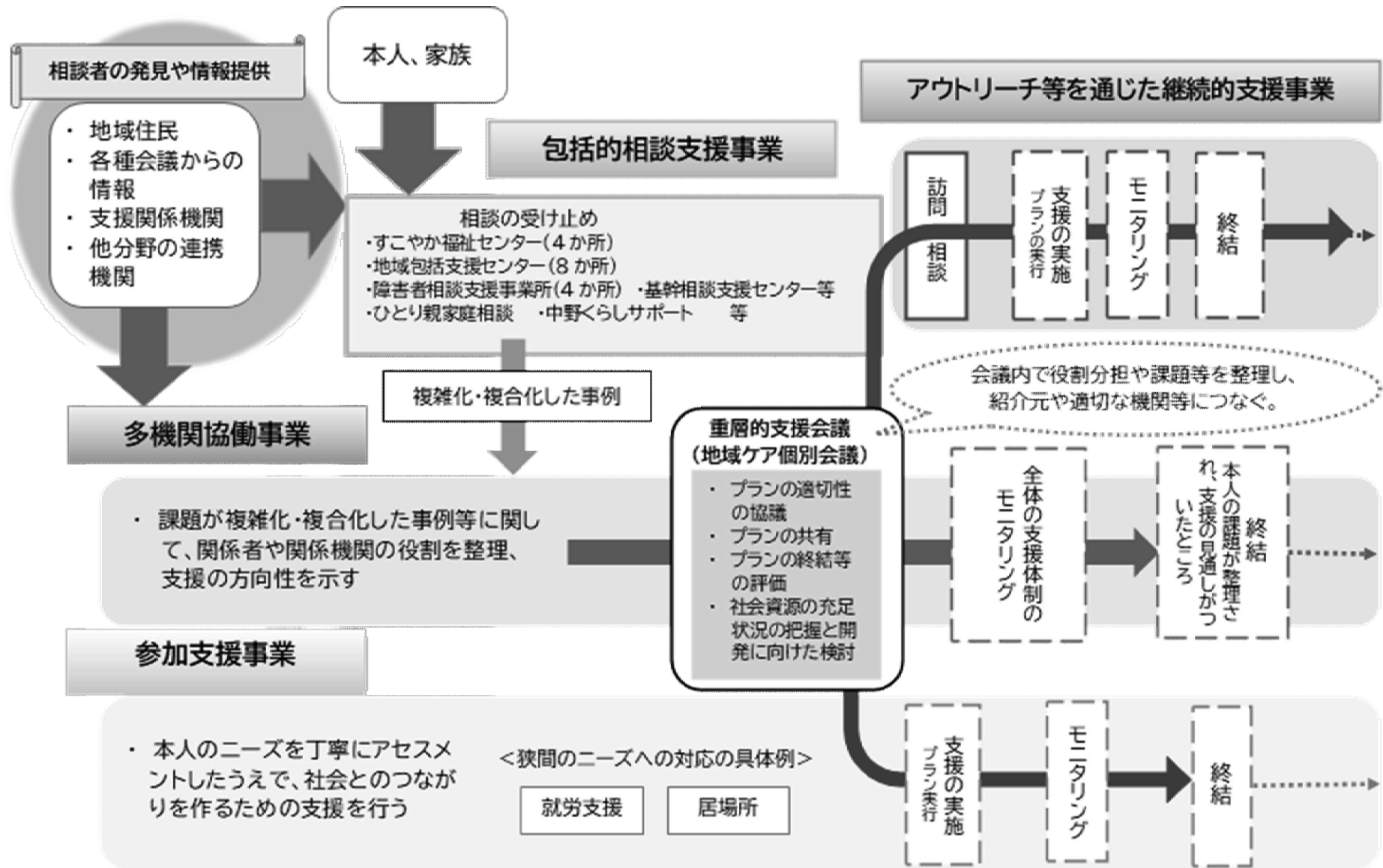
なお、支援プランの適切性の協議等を行う重層的支援会議並びに社会福祉法106条の6に規定する支援会議を地域ケア個別会議として開催する。

また、長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、本人とのつながりを形成すること自体が困難であり、時間がかかることが想定される事例に関しては、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により、本人と関わるための信頼関係の構築やつながりの形成に向けた支援を行う。

### 3 財政措置及び会計上の取扱

従前の各制度における交付金・補助金に変えて、重層的支援体制整備事業交付金が交付されることにより、上記2（1）及び（3）のうち高齢者にかかる事業については、介護保険特別会計から一般会計への計上となる。

【重層的事業全体のイメージ図】



重層的支援体制整備事業として一体的に実施する事業(社会福祉法第106条の4第2項)

	機能	令和3年度			令和4年度		
		補助金等名称	国で示す既存制度の対象事業等	中野区での既存事業名	補助金等名称	中野区での既存事業名	担当課
第1号	イ	地域支援事業交付金	地域包括支援センターの運営 ※介護保険法第115条の45第2項第1～3号	地域包括支援センター運営	重層的支援体制整備事業交付金	地域包括支援センター運営	地域包括ケア推進課
	ロ	地域生活支援事業費等補助金	相談支援事業 (基幹相談支援センター強化事業、住宅入居者等支援事業) ※障害者総合支援法第77条第1項第3号	基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業		基幹相談支援センター等機能強化事業	障害福祉課
			相談支援事業 (基幹相談支援センター強化事業) ※障害者総合支援法第77条第1項第3号	障害者相談支援事業運営委託		障害者相談支援事業運営委託	すこやか福祉センター
	ハ	子ども・子育て支援交付金	利用者支援事業 ※子ども・子育て支援法第59条第1号	利用者支援事業(基本型・母子保健型)		利用者支援事業(基本型・母子保健型)	すこやか福祉センター
				利用者支援事業(特定制型)		利用者支援事業(特定制型)	子育て支援課
ニ	生活困窮者自立相談支援事業費国庫負担金	生活困窮者自立相談支援事業 ※生活困窮者自立支援法第3条第2項	自立相談支援事業(中野くらしサポート)	自立相談支援事業(中野くらしサポート)	生活介護課		
第2号	参加支援		社会とのつながりを回復するため、既存の取組をでは対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供			ひきこもり支援事業実施委託【新規事業】	地域包括ケア推進課
第3号	地域づくりに向けた支援	地域支援事業交付金	一般介護予防事業 (地域介護予防活動支援事業分) ※介護保険法第115条の45第1項第2号	健康・生きがいづくり推進	重層的支援体制整備事業交付金	健康・生きがいづくり推進	介護・高齢者支援課、すこやか福祉センター
			生活支援体制整備事業 ※介護保険法第115条第2項5号	住民活動支援		住民活動支援	介護・高齢者支援課
			地域住民活動支援	地域住民活動支援		すこやか福祉センター	
		地域生活支援事業費等補助金	地域活動支援センター機能強化事業 ※障害者総合支援法第77条第1項9号	精神障害者地域生活支援センター事業運営委託、障害者福祉会館指定管理運営委託		精神障害者地域生活支援センター事業運営委託、障害者福祉会館指定管理運営委託	障害福祉課
		子ども・子育て支援交付金	地域子育て支援拠点事業 ※子ども・子育て支援法第59条第9号	子育てひろば(一般型、連携型)		子育てひろば(一般型、連携型)	育成活動推進課
	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	生活困窮者の共助の基盤づくり事業			区民による公益的な活動に対する支援機能の強化【新規事業】	地域活動推進課	
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業		訪問等により継続的に繋がり続ける機能				
第5号	多機関協働事業		世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	アウトリーチ推進 ※令和3年度は重層的支援体制整備事業への移行準備事業により「多機関協働事業」のみ実施		アウトリーチ推進 ※「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」及び「支援プランの作成」は新規事業	すこやか福祉センター
第6号	支援プランの作成		※多機関協働と一体的に実施				